

ワンタイムパスワード利用規定

令和2年4月1日現在

呉信用金庫

目次

| | | |
|-----|--------------------------|---|
| 1. | ワンタイムパスワードサービスについて | 1 |
| 2. | 利用資格 | 1 |
| 3. | 利用申込及び利用開始 | 1 |
| 4. | 利用申込及び利用開始 | 1 |
| 5. | 本サービスの利用 | 2 |
| 6. | トークンの有効期限 | 2 |
| 7. | トークンの紛失及び盗難 | 3 |
| 8. | 利用料 | 3 |
| 9. | 免責事項 | 4 |
| 10. | 本サービスの解約等 | 4 |
| 11. | 譲渡・質入の禁止 | 5 |
| 12. | 規定等の準用 | 5 |
| 13. | 規定の変更等 | 5 |

ワンタイムパスワードサービス利用規定

1. ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下、「本サービス」といいます）とは、しんきんインターネットバンキングの利用に際し、ログインパスワードに加えて当金庫所定の方法により生成・表示される「都度変化するパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）」を用いることにより、お客様本人の認証を行うサービスをいいます。

2. 利用資格

本サービスの利用者は、しんきんインターネットバンキングを契約のお客様に限るものとします。

3. 利用申込及び利用開始

(1) ワンタイムパスワード生成・表示装置またはソフトウェア

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能を持った装置またはソフトウェア（以下、「トークン」といいます）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があり、いずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(2) ハードウェアトークン

当金庫がお客様に交付する機器を利用する方式で、お客様は所定の方法によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

(3) ソフトウェアトークン

当金庫が指定するワンタイムパスワード生成ソフトウェア（以下、「アプリ」といいます）を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、スマートフォン等（以下、「端末」といいます）にインストールし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

4. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

お客様が本サービスの利用を開始される場合は、当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込ください。

お客様からのお申込後、当金庫からお申込時にお届けいただいた住所にハードウェアトークンを送付いたします。ハードウェアトークン到着後、お客様が当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者 ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にトークン裏面に記載の「トークン ID」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークン ID およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼

とみなし、本サービスの利用が可能となります（以下、「利用開始登録」という）。

(2) ソフトウェアトークン

本サービスを利用する端末にアプリをインストールし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者 ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークン ID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークン ID およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります（以下、「利用開始登録」という）。

5. 本サービスの利用

(1) 本サービスの利用開始後は、しんきんインターネットバンキングの利用に際し、当金庫は当金庫所定の取引について契約者 ID（利用者番号）およびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様は契約者 ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当金庫所定の方法により正確に伝達するものとします。当金庫が確認し、認識した契約者 ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行する契約者 ID（利用者番号）、お客様が登録されているログインパスワードおよび当金庫が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

(2) 確認用パスワード

第 1 項にかかわらず、契約者 ID（利用者番号）、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて確認用パスワードが必要となるサービスについては、当金庫は第 1 項の認証のほか、当金庫が確認用パスワードを確認し、当金庫が認識した確認用パスワードが各々一致した場合には、当金庫はお客様からの取引の依頼とみなします。

6. トークンの有効期限

- (1) ハードウェアトークンの有効期限は、ハードウェアトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでとします。ワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、ハードウェアトークンの再発行を当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込ください。なお、電池残量が一定量以下となり、ハードウェアトークンのボタン押下時に電池残量が表示された場合は、ハードウェアトークンの交換を当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込ください。
- (2) 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、次の手順により新しいハードウェアトークンへの切替処理を行うものとします。
- (3) 交換の場合、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで利用開始登録を行うものとします。
- (4) 再発行の場合、新しいハードウェアトークンで利用開始登録を行うものとします。

-
- (5) 新しいハードウェアトークンへの切替処理終了後、古いハードウェアトークンはお客様の責任において廃棄してください。
 - (6) ソフトウェアトークンの有効期限はありません。
 - (7) 第4項に関わらず、ソフトウェアトークンを切替する場合には、次の手順により新しいソフトウェアトークンへの切替処理を行うものとします。
 - (8) ソフトウェアトークンを利用する端末の変更等、既存のソフトウェアトークンが使用可能な場合、お客様は既存のソフトウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新たに本サービスを利用する端末にアプリをインストールしたうえで利用開始登録を行うものとします。
 - (9) ソフトウェアトークンを利用する端末の故障等、既存のソフトウェアトークンが使用不可能な場合、ソフトウェアトークンの再発行を当金庫所定の方法により当金庫宛にお申込まいただき、新たに本サービスを利用する端末にアプリをインストールしたうえで利用開始登録を行うものとします。
 - (10) 第4項に関わらず、ワンタイムパスワードサービスの利用を停止し、アプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、または第5項(1)により端末の変更等に伴う切替を行った場合には、お客様は責任をもって端末からアプリをアンインストールするものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに本サービスを利用する端末にアプリをインストールしたうえで利用開始登録を行うものとします。

7. トークンの紛失及び盗難

- (1) お客様は、トークンを紛失したとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届出るものとします。この届出を受け付けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
- (2) 第1項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。第5条第1項に準じて当金庫がハードウェアトークンの再発行を受け付けた場合、当金庫は、ハードウェアトークンを再発行のうえ、お客様の届出住所宛に郵送します。
- (3) ソフトウェアトークンの再発行の場合は、本サービスを利用する端末にアプリをインストールしてください。
- (4) 第2項によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は利用開始登録を行うものとします。

8. 利用料

- (1) ハードウェアトークンの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利

用料（消費税を含みます）（以下「本サービス利用料」といいます）をいただきます。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

なお、ソフトウェアトークンを利用の場合は、無料とします。

- (2) 本サービス利用料は、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、お申込日の翌月から発生するものとします。

また、当金庫が一旦引き落とした本サービス利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。

- (3) 当金庫は本サービス利用料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

9. 免責事項

- (1) ハードウェアトークンを第3条、第5条または第6条により発行または再発行のうえお客様に送付する際に、送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除く）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

- (3) ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は責任を負いません。

- (4) 当金庫が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当金庫所定の回数以上連続して伝達された場合は、当金庫はお客様に対する本サービスの利用を停止します。お客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当金庫所定の書面により当金庫宛に届出るものとします。

- (5) ハードウェアトークンの故障、電池切れ等の事由でお取引の取扱が遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

10. 本サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ、生じるものとします。

なお、お客様からの解約の通知は当金庫所定の方法によるものとします。

- (2) お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、お客様が当金庫との

取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。

- (3) 次の場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。

イ. 第2項に関わらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いたとき。

ロ. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様が届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当金庫に返戻されたとき。

ハ. 送付したハードウェアトークンが、留置期間経過等の理由で当金庫に返戻された場合で、お客様にトークンの交付ができない状態が1カ月以上続いたとき。

- (4) 第1項から第3項の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関連法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

11. 譲渡・質入の禁止

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、またハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。

お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡、再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。

ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を遵守のうえ使用するものとします。

12. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、しんきんインターネットバンキングサービス利用規定、各サービス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座にかかる振込規定ならびに当座勘定規定および当座勘定貸越約定書により取扱います。

13. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。